

札幌市地域型保育事業所の整備について

(令和6年度版)

地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所をいいます。以下同じ。）の整備に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「条例」といいます。）及び札幌市家庭的保育事業等設置認可要綱に定められている基準等を満たすものとし、以下の項目に注意して設計をするようお願いいたします。

1 設備の基準について

室名	基準	望ましい事項等
乳児室 (必置)	ほふくしない2歳未満児：1人当たり 3.3㎡以上 ※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。	● 防災上の観点から乳児室等の児童が利用するスペースはできるだけ1階に配置すること。 ● 各室を効率的に配置すること。 ● 基準よりも余裕を持った面積とすることが望ましい。 特に保育室又は遊戯室については、基準よりも 5.94㎡（3人分）以上の余裕を持つよう配慮すること。
ほふく室 (必置)	ほふくする2歳未満児：1人当たり 3.3㎡以上 ※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。	
保育室 又は 遊戯室 (必置)	2歳以上児：1人当たり 1.98㎡以上 ※有効面積（内法・棚等を除いた面積）で上記面積以上を確保すること。	
屋外 遊戯場 (必置)	2歳児以上：1人当たり 3.3㎡以上 ● 児童が実際に遊戯できる面積を確保すること。（通路部分や花壇などは屋外遊戯場の面積には含まない。）	● 屋外遊戯場については、耐火建築物であれば屋上を利用することも可能であるが、地上に設けることが望ましい。（「③屋外遊戯場を屋上に設ける場合の留意点について」を参照） ● 以下の要件を全て満たす場合に限り、近隣の都市公園を屋外遊戯場に代えることができる。 ・事業所の敷地内の地上又は屋上に屋外遊戯場を設置することが困難。 ・屋外活動及び事業所からの移動に当たって安全が確保される。（事業所からの距離はおおむね 300mを目安とする。）

調理設備 (必置)	● 給食が必要な児童の定員に見合う面積を確保し、設備を設置すること。 ● 条例第 138 条の 35 の規定により食事を連携施設等から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有するもので可。 ※定員 20 人以上の保育所型事業所内保育事業は調理室が必要となる。	● 「④設備について」を参照 ● 他の部屋と壁等で区画されていること。 ● 面積は、必要設備の設置を考慮すると、10 m² (約 6 畳) 程度必要となる。 ● 保育所型事業所内保育事業の調理室の面積は、20 m²を目安とする。
便所 (必置)	● それぞれの階数の定員に見合う面積、設備（幼児用便所等）を確保すること。	● 「④設備について」を参照 ● すべての便所の出入り口は給食室の出入り口・カウンター等から 3 m 以上離れた場所に設けること。 ● 職員用（調理従事者を含む）便所は、施設内に設置すること。 ● 車いす使用者が利用可能な便所又は人的対応がとれる形態にすること。
調乳室	● 設置することが望ましい。	● 「④設備について」を参照 ● 感染症予防対策として、調乳室の入り口は便所・沐浴室の入り口と隣接しないこと。 ● 2 歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。 ● 乳児室・ほふく室に近接して配置すること。
沐浴室	● 設置することが望ましい。	● 「④設備について」を参照 ● 2 歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。 ● 2 歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）を設置すること。 ● 乳児室・ほふく室に近接して配置すること。
医務室	● 設置することが望ましい。 ※定員 20 人以上の保育所型事業所内保育事業は必置となる。	● 静養できる設備を設置すること（事務室内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可）
そ の 他	上記のほか、設置することが望ましいものは以下のとおり ・ 事務室、職員休憩室、給湯室、更衣室（ロッカー室） ・ 洗濯室、乾燥室 ・ 食品庫、収納スペース ・ 駐車スペース、駐輪スペース	

2 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合の基準について

条例第138条の46第7号では乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、以下の表のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、アからクまでの要件に該当するものであることとされております。

要件			保育室等の位置		
			2階	3階以上	
ア	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること		○	○	
イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備がいずれか一以上設けられていること。		○	○	
	階	区分			施設又は設備
	2階	常用			(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
		避難用			(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
	3階	常用			(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
		避難用			(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
	4階以上	常用			(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用		(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
ウ	イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			○	

エ	調理室設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この項目において同じ。）以外の部分と調理室設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		○
オ	事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。		○
カ	保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	○	○
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		○
ク	事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、薬品による防災処理が施されていること。		○

（注意事項）

- 保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。
- 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合、その地域型保育事業所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
- 2階に保育室等を設置する場合で、避難用設備として待避上有効なバルコニーを設置する場合は以下要件を満たすこと。
 - ・バルコニーの床は準耐火構造とし、バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
 - ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員3.5m以上の道路又は空地に面すること。
 - ・原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。
- 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮すること。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、地域型保育事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、条例の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。
- 既存の建物を改修して床面積が200㎡を超える面積の地域型保育事業所を設けようとする場合にあっては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届出が必要であること。
※床面積が200㎡以内の場合であっても、採光や換気など、保育所の用途として建築基準法で求められる基準を満たすことは当然であり、確認検査機関等による調査を受け、これを満たしていることを証明する必要があること。
- 上記のほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年雇児発0905第5号）」（以下、「改正通知」という。）を参考にすること。

3 屋外遊戯場を屋上に設ける場合の留意点について

屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例ですが、用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合は、耐火建築物に限り屋上を屋外遊戯場として利用することができます。

ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、条例第 138 条の 46 第 5 号の規定によるほか、次の点に十分留意してください。

(注意事項)

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

4 設備について

1 調理室の設備について

食中毒事故を防止するため、調理室の設置に当たっては、以下の事項について、配慮するようお願いいたします。特に、調理室は、木製の調理器具等の使用はせず、調理台・カウンター・食器棚・扉・床・壁等の材質は消毒可能で、カビ等を防ぐためにステンレス製の金属並びにコンクリート等耐水性又は不浸透性で、清掃しやすい構造であることが望まれます。床については衛生管理上ドライ方式を基本としていますので、ウェット方式で必要となる床に水を流すための設備（排水溝・グレーチング）の設置の必要はありません。

なお、定期的に 20 人以上の者に給食を提供する場合（職員への給食提供を含む）には、集団給食を実施する上で必要となる設備・衛生面等について、各区健康・子ども課生活衛生係へ設計段階から必ず相談し、営業届出等の手続についても確認してください。

(1) 調理室等の温度・湿度管理

食材や調理済の食品が、高温多湿の状態に置かれると、鮮度の低下、細菌の増殖が進むため、適当な位置に蒸気、熱気等を排出し、結露を防ぐために十分な能力を有する換気設備を設けること。また、作業中も温度 25℃以下、湿度 80%以下に保たれるよう、**エアコンを設置**することが望ましい。



(2) 手洗い設備（調理用のシンクとは別に設置することが望ましい。）

- ① 入口のそばに設置し、**腕まで洗える大きさ**を確保することが望ましい。
- ② 手指を介した二次汚染を防ぐため、蛇口は**センサー式**が望ましい。センサー式でない場合は、手首や手の甲等で操作できる**レバー式**にすること。

- ③ 冷水による手洗いは汚れ落ちが劣るほか、特に冬期の手洗い不足につながるため、**温水が出る混合栓にすること。**
- ④ 石けん液・消毒液、引き下げ式のペーパータオル、爪ブラシを設置すること（エアータオルは水滴の飛び跳ねがあることや、器具の消毒等の管理が必要なため、設置しない）。
- ⑤ 石けん液・消毒液の容器については、ポンプ式タイプが望ましい（壁に備え付ける押し上げタイプのディスペンサーは、ノズルが手指に直接触れることで汚染された場合に微生物が増殖することがあるので不可）。
- ⑥ 身支度の確認をするための鏡を、手洗い器上部等（調理室入口付近）に設置すること。
- (3) 食器・器具類の消毒について
- 食器や調理器具を効率的に消毒するため、熱風消毒保管庫を設置することが望ましい（ノロウイルスにも対応する消毒効果があることを確認する）。
- ※ 紫外線タイプの殺菌庫の場合、殺菌効果は照射された表面のみであり、照射されない部分については殺菌効果がない。（器具類が重なっている場合や、泡立て器等の複雑な形状をしている調理器具では、紫外線の十分な照射が困難となり、殺菌が不完全となることが危惧されることから、特に注意が必要。）また、紫外線殺菌灯の有効照射時間に注意し、定期的に変換する必要がある。完全に消毒を行うためには、熱風、次亜塩素酸ナトリウム又は煮沸による消毒を行った後、衛生状態を保持する上での保管庫として使用することは有効である。
- (4) 収納棚等
- ① 食器棚
- 食器は、種類・使用回数が多いため、食器棚が必要。次亜塩素酸ナトリウム等で消毒が可能な材質とすること。
- ② 調理器具用扉付き収納棚
- 調理器具（なべ・ざる・ボール・トレイなど）を収納する扉のついた収納場所が必要。
- ③ 引き出し
- おたま・トング等の調理器具を収納するため、引き出しが数か所必要。
- ※ シンク下や調理台下など床から 60cm 以内の場所に調理器具や食器などを収納する場合は、必ず扉が必要（扉をつけて収納スペースにする場合であっても底板や扉以外の三方も隙間なく囲うこと）。
- (5) 検収室（検収スペース）
- ① 食材の搬入口には検収室（検収スペース）を設け、納品された食材を受け取るための棚やすのこを設置し、安全に検品できる場所を確保すること。
- ② 検収室（検収スペース）は、外気が直接調理室内に流れないように、必ず扉を設け**調理室と区画**すること。検収室の扉は上下左右に**隙間やドアガラリ（通気口）**のないものとする。
- (6) 調理台・配膳台
- ① 食材を切る、和える等の調理作業や作業途中の食材や出来上がった料理を置く調理作業台・配膳台が必要。また、配膳を調理室で行う場合は、必要なスペースを考慮すること。
- ② 移動型配膳台を配膳車と兼用してもよい。
- (7) シンク
- ① 手指からの汚染を防ぐため、**蛇口は手首や手の甲等で操作できるレバー式**にすること（直接手で触れず、手首や手の甲で開閉を行うことで蛇口の汚染を防ぐ）。
- ② **温水が出る混合栓**が望ましい（冬期間に食品等の洗浄が十分に行えない可能性がある）。

- ③ シンクは調理用に2か所以上設置すること。
 - ④ 業務の効率化、省力化を図る上で、食器洗浄機の設置が望ましい。
 - ⑤ シンクは作業しやすい高さとし、食数に応じてゆとりのある大きさ、深さとする。高さが不適の場合、調理従事者の作業効率が低下するとともに、腰痛の原因等になる場合がある。また、小さすぎるシンクは食品や調理器具を十分に洗浄できない。
 - ⑥ 排水溝は、排水が飛散しない構造であること。
- (8) コンロ等
- ① コンロは、離乳食や食物アレルギー対応食の提供を考慮し、3口以上あることが望ましい。
 - ② 様々な調理形態に対応するため、オープンがあることが望ましい。なお、調理作業の効率化を図る上で、2段式を奨励する。
- (9) 調理機器
- ① 冷蔵庫・冷凍庫は地域型保育事業所給食専用とすること。なお、開閉時に温度が上がりにくい業務用がよい。
 - ② 保存食用の冷凍庫があることが望ましい(−20℃以下になるもの)。食材用冷凍庫の一部を使用(共用)することも可だが、−20℃以下で2週間分の保存食が保存できることを確認すること。
- (10) 調理室の出入口
- 調理室には、他の室内の外気が流入しないように、上下左右に隙間(指はさみ防止のもの含む)やドアガラリ(通気口)のない戸とすること。(指はさみ防止の隙間は柔らかい素材でふさぐこと。)
- 調理従事者が、清潔で衛生的な作業用の外衣及び履物に着替えることができる前室及び設備を、調理室入口付近に設けること。前室の設置がない場合には調理室付近に作業用の外衣及び履物の保管場所を設けること。
- また、低い位置に透明(ガラス等)の窓(食育窓)を設置することが望ましい。園児が調理を行っている様子を見ることができ、食育推進に活用できる。
- (11) 照明
- 調理室内は、必要な明るさを確保すること。
- 特に、コンロ・食器洗浄用シンクの付近は、加熱中の食品や洗浄した食器の汚れがはっきりと見えるように、背後からではなく、正面からの照明になるよう注意すること(窓でもよい)。
- 窓は、明かり取りとし、食品衛生上、開閉は基本的に行わないことから網戸は必要としない。
- (12) 便所について
- 便所は、食品を取り扱う場所から直接出入りできない構造とし、調理室入り口・カウンター等から3m以上離れた衛生上支障のない場所に設置する。また、専用の手洗い設備、専用の履物を備えること。
- なお、便所内の手洗い設備については、(2)に準じた設備が望ましい。
- 出入口の扉は上下左右に隙間やドアガラリ(通気口)のないものとする。
- (13) 調理室の衛生的な管理に係る留意点
- ① 調理室は食中毒や感染症防止のため、衛生的に区画する必要があることから、定期的(毎月)に検便検査を行っている調理従事者以外の者は、原則立ち入らないこと。
 - ② 衛生管理上、洗濯機や給食関係以外のものを収納する物置などは、調理室内に設置しない。

- ③ 調理従事者以外の者が、やむを得ず、調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせること。
- ④ 外部に開放される部分や排水溝・下水溝には、ねずみ及びはえ等衛生害虫の侵入及び発生を防止する措置を講じること。

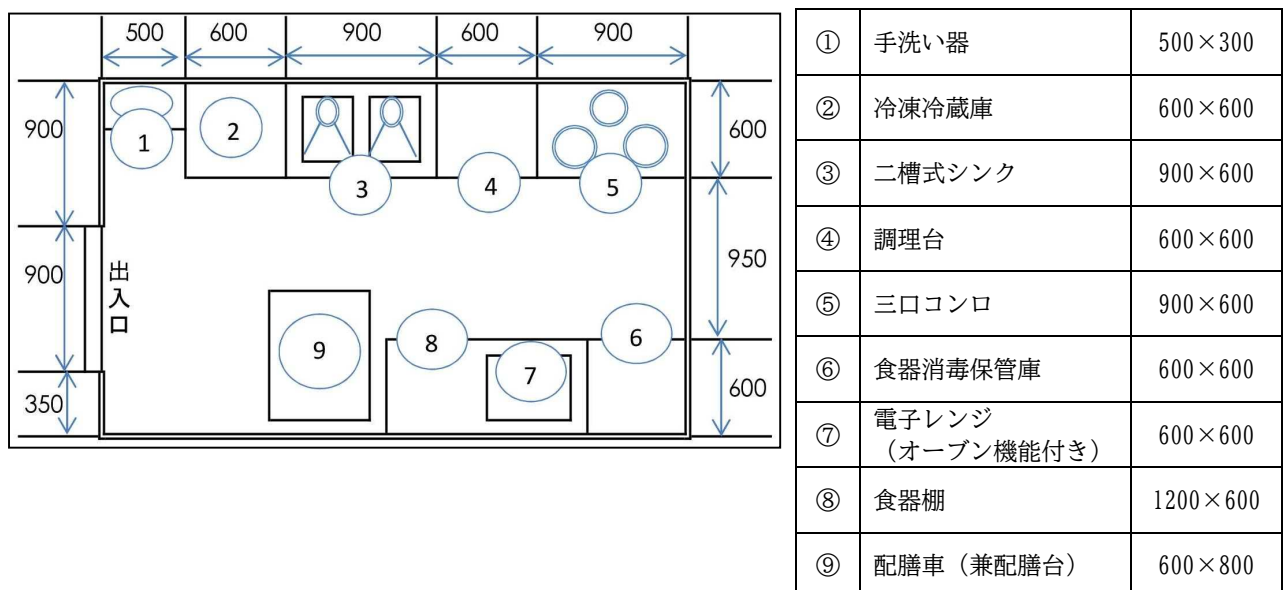
(14) SK（汚水専用シンク）について

調理室を掃除する用具の洗浄用SK及び掃除用具入れを設けること（トイレ内は不可）。食品を取り扱う場所に設置する場合は、食品衛生上、壁・ドア等で区画することが望ましい。

(15) その他

- ① 通路の幅は、鍋やザル等を安全に持ち運びできるよう80 cm以上とすること。
- ② 小荷物専用昇降機が給食専用でない場合（人が乗るエレベーター等）は、扉付きの配膳車が必要。また、各階の小荷物昇降機は、子どもがボタンを触れることで作動することがないように、安全面への配慮を行うこと。
- ③ 埃の舞いやすい場所を通して給食を運ぶ場合、扉付きの配膳車が必要。
- ④ 電気を使用する調理機器を多く必要とすることから、調理室の電気回路等については、十分確保できるよう確認すること。
- ⑤ 調理器具等は、分解しやすく、清掃しやすい構造であること（分解せずに洗浄・消毒が可能な場合はこの限りでない）。また、移動し難い機器等は、作業、清掃及び洗浄しやすいよう配置すること。
- ⑥ 廃棄物（調理室内で生じた廃棄物及び返却された残菜など）は、細菌等の温床となるため、調理中はふた付きのゴミ箱（ペダル式が望ましい）を使用し、収集までの間の保管場所は調理室外とする。
- ⑦ 調理室内の殺菌灯については、厨房に対して見合う能力でなければ効果がないことから、確認を行うこと（設置義務はない）。

(16) 望ましい調理設備の配置（参考例）



2 調乳室の設備について

調乳は、ミルク・母乳を扱うことから、衛生的な場所で行ってください。

調乳室は、ノロウイルス対策等の衛生管理面を考慮し、調理室と同様に保育室等の外気が流入しないように平常から戸は閉めておいてください。また、上下左右に隙間（指はさみ防止の

ものも含む)やドアガラリ(通気口)のない戸としてください。換気は、室外換気が望ましい。

※ 調理室で調乳を行う場合は、下記の設備は調理用と兼用でよいが、調乳作業を行うための専用スペースがあることが望ましい。

- (1) 調乳業務を行うための専用シンクが必要。
- (2) 手洗い設備が必要(1「調理室の設備について」(2)を参照)。
- (3) ほ乳瓶・乳首等の洗浄・消毒
 - ① ほ乳瓶洗浄用のブラシ等で洗剤を使用し、よく洗浄した後、十分流水で洗い流す。
 - ② 洗浄後、消毒を行い、清潔に保管する。
 - ③ 消毒は、熱風消毒保管庫、煮沸消毒(沸騰後5分)、次亜塩素酸ナトリウム、電子レンジ等により行う。
- (4) 消毒したほ乳瓶・乳首などは、扉のついた清潔な棚に保管すること。
- (5) 冷凍母乳を取り扱うために、冷凍冷蔵庫・温乳器(専用のボールと温度計でもよい)が必要。
- (6) 扉のついた調乳用品を収納する場所があるとよい。調乳用品以外の物品は置かない。
- (7) 電気ポット等の電気製品が使用しやすい位置に、電源が確保されること。

3 便所について

子ども用便所内に、必要な数の便器、手洗い等を設置してください。

職員用便所は、賃貸物件の施設の場合、衛生上の観点から施設の専用部分に設置してください。

なお、保育室(食事場所)内に便所を設置する場合は、感染症拡大防止の観点から、壁等で区画されていることが望ましいです。



(1) 子ども用の便器の数

子どもの便器の数は、施設内に1個以上設置してください(概ね定員20人につき1個以上)。

大人用の便器を使用する場合は、低年齢児が使用できるよう補助便座等を設置してください。

(2) 手洗い設備

便所内(出入口付近)に乳幼児が使用できる高さの手洗いを設置してください。

手洗い用の液体石けん又は泡状石けんを設置してください(固形石けんは保管時に不潔になりやすいため、液体石けん又は泡状石けんが望ましい)。

また、手拭用のペーパータオルを設置してください(エアータオルは水滴の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい)。



(3) おむつ交換台

便所内におむつ交換台を設置することが望ましいです。

4 沐浴室について

乳児室・ほふく室(0・1歳児室)に近接して沐浴室を設置することが望ましいですが、子ども用の便所に十分な広さが確保されている場合には、子ども用便所内に「沐浴コーナー」として設置することも可能です。その場合にも乳児室・ほふく室に近接させてください。

(1) 沐浴槽

介助者（保育士）の腰痛対策のため、腰の高さに沐浴槽が設置されていることが望ましいですが、シャワースペース又はベビーバスでも代用可能です。

(2) 大便器

低年齢児が使用可能な大きさの便器（オマル型便器等）を設置してください。

子ども用手洗い設備があることが望ましいです。

手洗い設備を設置する場合は、手洗い用の液体石けん又は泡状石けんを設置してください（固形石けんは保管時に不潔になりやすいため、液体石けん又は泡状石けんが望ましい）。

また、手拭用のペーパータオルを設置してください（エアータオルは水滴の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい）。

(3) 職員用手洗い設備

沐浴槽及び汚物槽とは別に、職員用手洗い設備を設置してください（沐浴槽の蛇口での手洗いは、衛生的ではないため、感染リスクが高まります）。

衛生管理、感染症予防の観点から、蛇口はセンサー式かレバー式。温水が出る混合栓とし、手拭用のペーパータオルを設置してください（エアータオルは水滴の飛び跳ねや器具の消毒等の管理が必要なためペーパータオルが望ましい）。

(4) 汚物槽

おむつ・パンツに付着した便を捨てるのに便利です。蛇口は、感染症予防を考慮し、レバー式にしてください。

(5) おむつ交換台を設置してください。

※沐浴室には(1)～(5)の設備の設置が望ましいですが、必要な面積の確保が難しい場合は、(1)及び(4)を優先的に設置してください。

5

地域型保育事業所における事故防止のポイント

条例第 138 条の 46 や改正通知にもありますように、安全面に配慮された地域型保育事業所であるよう、設計段階から十分な検討を行うようよろしくお願いいたします。

1 転落事故防止のために

条例第 138 条の 46 第 7 号カの規定により、「保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備」を設けることが必要です。改正通知において、さらに具体的に言及されていますので、よくお読みください。

(1) バルコニー等

「乳幼児の転落を防止するため金網、柵」について、条例において具体的な高さ等の言及はありませんが、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条に基づき、バルコニー等において、床から 110 cm 以上の手すり等を設ける必要があります。

(2) 保育室

- ・ 保育室の腰壁等の高さについて、床から 110 cm 以上確保できない場合には、(1) のような高さの手すり等を設ける必要があります。もちろん、窓等の近くに柵、暖房器具などがあり、足をかけて登れるようになっている場合には、そこから実質的な高さを確保する必要があるのは言うまでもありません。
- ・ 手すりの縦柵等の間隔についても、そこから児童が入りこんで転落しないよう、9 cm 程度の間隔の格子を設けるような配慮も必要となってきます。また、格子に登る心配がある場合には、アクリル板等を取り付けるのも方法です。あるいは、消防法等を十分遵

守しつつ、柵等を設けず、窓の開口の幅を制限するという方法もあります。この場合、上記と同様の考えに立ち、開口部分の幅は9 cm程度が適当と思われます。

(3) 階段

- ・ 階段室吹抜の腰壁等の高さについて、保育室と同様に床から110 cm以上確保できない場合には、(1) のような高さの手すり等を設ける必要があります。
- ・ 階段においても、階段間仕切の手すりを使って壁に登れないような配慮が必要です。

2 出入口について

- (1) 児童が出入りする室内の建具は、木製の引き戸が望ましいです。また、指を挟まないよう、10 mm位の深さのスリットを入れている保育所もありますので、参考にしてください。
- (2) 園児に出入りさせたくない戸は、手の届かない高さ（床から150 cm位）のところに、両面サムターン等を取り付けるようにするのも方法です。
- (3) 沐浴室、0・1歳児のトイレ等、児童が一人で入ると危険な箇所は、床から35 cm位の木格子を枠に落としこんでとめている保育所もあります。

3 戸棚・家具について

- (1) 児童の手の届く高さの戸棚の扉は、引き戸にするのが望ましいです。
- (2) 引き出しの隙間は10 mm開け、引き手は金物を使わないのが望ましいです。
- (3) 角にはゴムをつける、丸みをつける等、ぶつかっても痛くないような配慮が望ましいです。

4 危険防止のために

- (1) 温風式暖房機の送風部分のように大変熱くなる部分は、特に低年齢児の火傷につながる心配がありますので、送風ガードの取付けを行うことなどについて検討する必要があります。
- (2) 児童が手や指を入れたくなるような部分（コンセントなど）には、覆いをつけることも検討する必要があります。

【参考文献】

- ・ 建築思潮研究所 2003『建築設計資料 91 保育園・幼稚園3ー子育て支援の中核』、株式会社建築資料研究所
- ・ 社団法人全国私立保育園連盟編、株式会社中央設計著 1993『園舎改築のアドバイス みんなでつくる明日の保育園』、筒井書房

6

地域型保育事業所整備におけるシックハウス及びアスベスト（石綿）対策

について

1 シックハウス対策について

(1) 使用建材等の配慮と適正換気量の確保

平成15年7月改正の建築基準法施行以降、使用する建材の規制、換気設備の設置義務付け等、化学物質の室内濃度を下げるための対策が取られることになったところであります。つきましては、可能な限りF☆☆☆☆等の規制対象外材料を使用するとともに、適正な換気量を確保する設計となるよう留意してください。



(2) 揮発性有機化合物等の室内濃度測定と積極的な換気の実施

居室内の空気環境の安全を確保するため、しゅん工時に、室内濃度測定を行って厚生労働省指針値以下であることが確認できる書類を札幌市に提出してください。（札幌市から地域型保育事業所整備に係る補助金の交付を受ける場合には、当該書面の提出が補助金交付の条件）⇒札幌市認可保育所整備に係るシックハウス対策要綱参照

また、測定結果が指針値を下回った場合でも、室内空気中の揮発性有機化合物等の濃度を極力低減するために、換気や通風を十分行うよう留意してください。

シックハウス症候群とは

新築の家に引っ越したり、住宅をリフォームした後に、目がチカチカしたり、息苦しくて何となく体調が悪くなった経験はありませんか。これは、建材や内装材、家具類や家庭用品などに含まれる揮発性の高い化学物質が室内に徐々に放散すること起因する健康影響で「シックハウス症候群」と呼ばれています。

シックハウス症候群の原因は、近年、住宅の気密性が高まり、また、建材や内装材、家具類や家庭用品に様々な化学物質が多く使われたため、室内に放散したホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物(VOC)が抜けず、濃度が高くなったためと考えられています。

(3) 化学物質の指針値

厚生労働省は、現在、下表の13物質について、室内濃度の指針値を示しています。

この指針値は、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人が一生涯その化学物質に暴露されたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうと考えられる濃度に設定されています。※ 暴露とは、生体が化学物質などにさらされること。

化学物質	厚生労働省 室内濃度指針値	主な用途（室内での主な発生源）
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	接着剤、防腐剤（フローリング、建具、家具、壁紙接着部）
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	塗料の溶剤、希釈剤（塗装部、化粧品）
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	塗料の溶剤、希釈剤（塗装部、ワックス）
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	防虫剤、防臭剤（衣服の防虫剤、トイレの消臭剤）
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	塗料、スチレンの原料 塗装部、壁紙、接着部
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	発泡スチロール、接着剤 断熱材、スチロール量
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 但し、小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	防蟻剤、殺虫剤 シロアリ駆除処理をした建材
フタル酸-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	プラスチックの可塑剤、印刷インク ビニールクロス、クッションフロア
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	塗料の溶剤、希釈液 塗装部
フタル酸ジ-2-エチル ヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	プラスチックの可塑剤 ビニールクロス、クッションフロア
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	防蟻剤、殺虫剤 シロアリ駆除処理をした建材
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	接着剤、防腐剤（フローリング、建具、家具、壁紙接着部、喫煙）
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	防蟻剤、殺虫剤（シロアリ駆除処理をした建材）

主な化学物質の特徴

- ホルムアルデヒド
強い刺激臭のある気体で、水に溶けやすく、水溶液はホルマリンといわれ、各種樹脂の原料、合板や壁紙、家具の接着剤に広く使われてきました。
- 揮発性有機化合物(VOC)
常温で揮発しやすい有機化合物の総称で、数十から数百種類あると言われています。WHO では、それぞれの物質の沸点によって、VOC を 4 つのグループに分類しています。
- 総揮発性有機化合物 (TVOC)
「T」はトータルで全てを代表する、という意味で、各種 VOC の総量です。
室内空気質の状態の目安を示す際に使われ、暫定目標値として $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (既築) が設定されています。

(4) シックハウス症候群の対策

室内の空気汚染を防ぐために、すぐにできる対策は「換気」です。

現在の住宅は、非常に気密性が高くなっていますので、積極的に換気をしなければ空気は入れ換わりません。

「窓開け換気」や「機械換気」を意識して行うことが必要で、特に、新築やリフォームした場合は、積極的に換気するようにしてください。



(5) 建築基準法によるシックハウス症候群対策

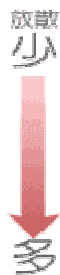
平成 15 年 7 月 1 日、改正建築基準法が施行され、全ての建築物の居室で、使用する建材の規制や、換気設備の設置義務付け等、化学物質の室内濃度を下げるための対策がとられることとなりました。

ア ホルムアルデヒド対策

対策 1. 内装仕上の制限

使用するホルムアルデヒドを発散する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散 (放散速度)	JIS、JAS などの表示記号	内装仕上の制限
建築基準法の規制対象外	$5 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料	$5 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ $20 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	F☆☆☆	使用面積が制限される
第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料	$20 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ $120 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	F☆☆	使用面積が制限される
第 1 種ホルムアルデヒド発散建築材料	$120 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超	旧 E2、Fc2 または表示なし	使用禁止

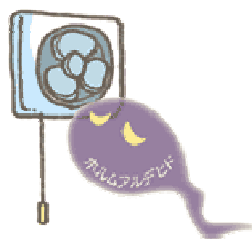


注 1: μg (マイクログラム): 100 万分の 1 グラムの重さ。放散速度 $1 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ は、建材 1m^2 につき、1 時間あたり $1 \mu\text{g}$ の化学物質が発散されることを言います。

注 2: 建築物の部分に使用して 5 年経過したものについては、制限がありません。

注 3: 規制対象となる建材には、原則として JIS、JAS 又は国土交通大臣認定による等級付けがされています。

対策 2. 換気設備設置の義務付け



ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に、機械換気設備の設置が義務付けられます。

例えば住宅の場合、換気回数 0.5 回/h 以上の機械換気設備(いわゆる 24 時間換気システムなど)の設置が必要となります。

※換気回数 0.5 回/h とは、1 時間あたりに部屋の空気の半分が入れ替わることを言います。

対策 3. 天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置が必要となります。

イ クロルピリホス対策

クロルピリホスは、有機リン系のシロアリ駆除剤です。居室を有する建築物には、使用が禁止されます。

(注意点)

建築基準法さえ守れば、シックハウス症候群対策は十分という訳ではありません。

- 家具や防虫剤、化粧品などの日用品からも、化学物質を発散するものがあるので注意しましょう。
- 24 時間換気システムは、常に運転するようにしましょう。
- 新築やリフォーム当初は、室内の化学物質の発散が多いので、しばらくの間は、換気や通風を十分行うよう、こころがけましょう。

建築基準法についてもっと知りたいときは…

<<お問い合わせ先窓口>>

都市局建築指導部建築確認課

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 2 階 電話 011-211-2846

2 アスベスト（石綿）対策について

アスベスト（石綿）はそこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛散したり吸い込むことが問題になることから、吹付け石綿が使用されている建築物の解体等の作業については、作業基準が定められており、当該作業を行う場合には、「特定粉じん排出等作業」として全て届出（環境局環境都市推進部環境対策課）が必要になっているところであります。

また、建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなるものがないよう、解体方法、工期、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があります。

つきましては、吹付け石綿が使用されている建築物の解体撤去工事を行う場合には、入所児童や職員、作業従事者等が被曝しないよう、環境対策課の指導の下、工事請負業者や設計監理業者と十分な打合せを行うよう留意してください。

アスベスト（石綿）とは

石綿（アスベスト）は、線状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などの産業用はもちろん、家庭用ヘアードライヤーなどの身近なところまで広範囲に使用されています。国内の使用量の約 80%は石綿スレート、石綿セメント板等の石綿含有建築材料として使用されています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、現在では禁止されています。このため、最近では建設工事よりもビル等の改修・解体工事のほうが石綿にばく露するおそれが高いといえます。

7 地域型保育事業所における受動喫煙防止対策について

受動喫煙防止対策について

「健康増進法」の改正により児童福祉施設等においては令和元年 7 月から敷地内禁煙となりました。

つきましては、地域型保育事業所においても「全面禁煙」についてご協力をお願いします。

